

議案第23号

大阪市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例案

大阪市工場立地法地域準則条例（平成23年大阪市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第3条中「第4条の2第2項」を「第4条の2第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年2月14日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

工場立地法の一部改正に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市工場立地法地域準則条例（抄）

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第 4 条の 2 第 2  
第 1

項の規定に基づき、工場立地に関する緑地面積率等に係る法第 4 条第 1 項の規定により公表さ  
項

れた準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第 3 条 法第 4 条の 2 第 2 項に規定する区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれ  
第 1 項

の面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

|   |   |
|---|---|
| 省 | 略 |
|---|---|